

「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」の2009年版を公開

～ウェブサイト構築事業者のための脆弱性対応ガイドをガイドライン化～

IPA（独立行政法人情報処理推進機構、理事長：西垣 浩司）および JPCERT/CC（一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター、代表理事：歌代 和正）は、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」（座長：土居 範久、中央大学教授）での検討結果を踏まえ、情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドラインを改訂し、2009年版を IPA および JPCERT/CC のウェブサイトで公開しました。

「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」は、ソフトウェア製品及びウェブサイトに関する脆弱性関連情報の円滑な流通、および対策の普及を図るため、公的ルールに基づく官民の連携体制として整備されました。2004年7月8日の運用開始以来5年が経過し、2009年3月末までに脆弱性関連情報の届出は5,251件に達し、特に、2008年度は3,206件の届出があり、制度として着実に浸透してきています。

この度、IPA内に設置した「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」の検討結果¹を踏まえ、脆弱性対策の更なる促進を図るため、「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」を改訂しました。今回の改定では、製品開発者やウェブサイト運営者と連絡が取れない場合や、修正が長期化している案件の取扱いを終了する際の方針をガイドラインに追記しました。

また、付録7に「ウェブサイト構築事業者のための脆弱性対応ガイド」を追記しました。このガイドは、情報サービス企業の技術者やウェブデザイナー、企業内でウェブサイト構築・運用を担当する技術者向けに、JISA ガイダンス²を補足する資料として、システムの納入前や納入後の脆弱性への対応に関して、一つの方針を示しています。

脆弱性の発見者は脆弱性関連情報を届出の際に、また、製品開発者及びウェブサイト運営者は脆弱性に関する通知を受けた際に、本ガイドラインに則した対応をとることが求められます。

■資料のダウンロード

http://www.ipa.go.jp/security/ciadr/partnership_guide.html

http://www.jpccert.or.jp/vh/index.html#link_japan

(1)情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン -2009年版-

(2)ソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアル

－ 情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン 付録5 抜粋編 －

(3)ソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアルの英語版

「Vulnerability Disclosure Guideline for Software Developers」

(4)ウェブサイト運営者のための脆弱性対応ガイド

－ 情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン 付録6 抜粋編 －

(5)ウェブサイト構築事業者のための脆弱性対応ガイド

－ 情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン 付録7 抜粋編 －

(6)パンフレット「情報システムを安全にお使いいただくために」

(7)ガイドライン 2009年版の変更点

¹ 「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」2008年度報告書、

http://www.ipa.go.jp/security/fy20/reports/vuln_handling/index.html

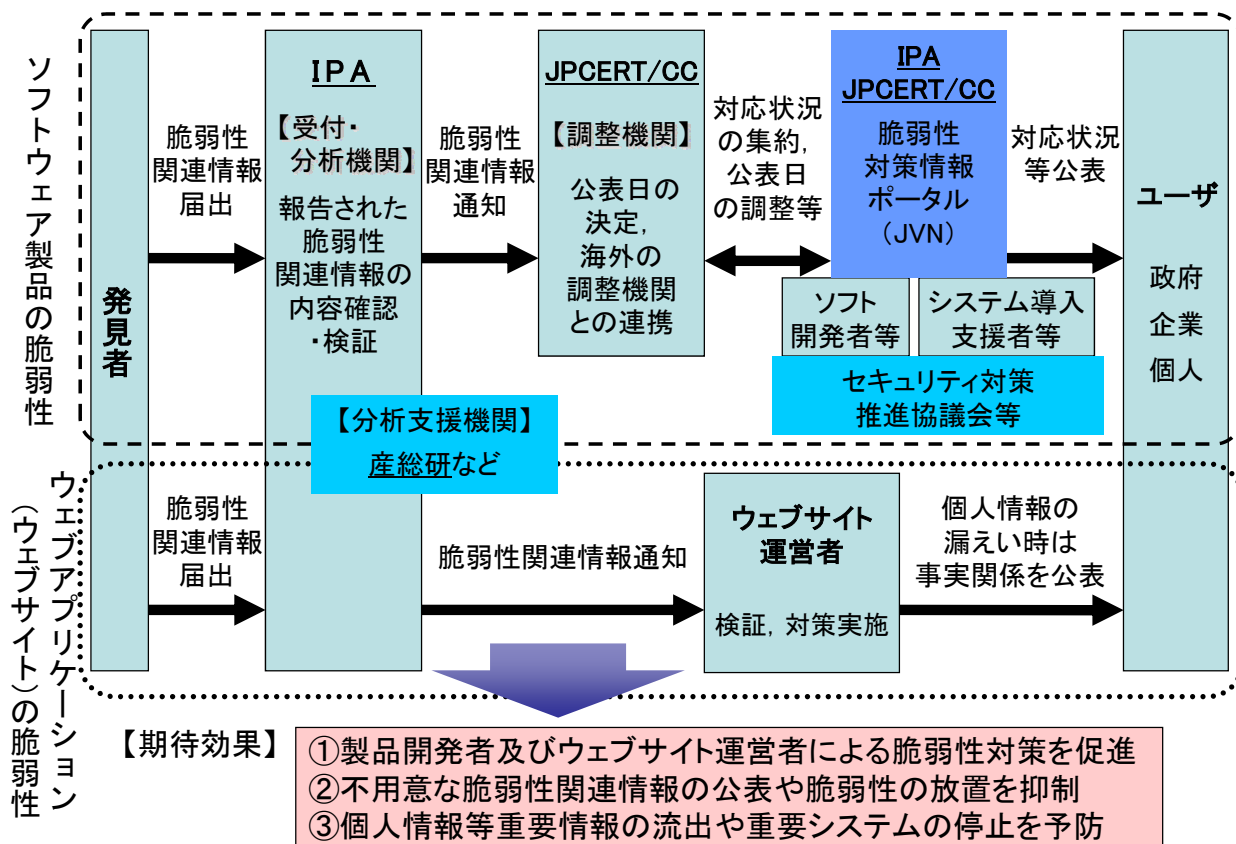
² 「SI事業者における脆弱性関連情報取扱いに関する体制と手順整備のためのガイダンス」(社)情報サービス産業協会 (JISA)、(社)電子情報技術産業協会 (JEITA)、http://www.jisa.or.jp/report/2004/vulhandling_guide.pdf

■「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」とは

「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」は、「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」（平成 16 年経済産業省告示第 235 号）の告示を踏まえ、国内におけるソフトウェア等の脆弱性関連情報を適切に流通させるために作られた枠組みです。

IPA、JPCERT/CC、社団法人 電子情報技術産業協会(略称：JEITA)、社団法人 コンピュータソフトウェア協会(略称：CSAJ)、社団法人 情報サービス産業協会(略称：JISA)及び特定非営利活動法人 日本ネットワークセキュリティ協会(略称：JNSA)は、脆弱性関連情報の適切な流通により、コンピュータウイルス、不正アクセスなどによる被害発生を抑制するために、関係者及び関係業界と協調して国内におけるソフトウェア等の脆弱性関連情報を適切に取り扱うための指針「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」を策定、運用しています。

「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」(脆弱性関連情報取扱いの枠組み)



※IPA: 独立行政法人 情報処理推進機構

JPCERT/CC: 一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター、産総研: 独立行政法人 産業技術総合研究所

■ 本件に関するお問い合わせ先
 IPA セキュリティセンター 山岸／渡辺
 Tel: 03-5978-7527 Fax: 03-5978-7518 E-mail: vuln-inq@ipa.go.jp
 JPCERT/CC 情報流通対策グループ 古田
 Tel: 03-3518-4600 Fax: 03-3518-4602 E-mail: office@jpcert.or.jp
 ■ 報道関係からのお問い合わせ先
 IPA 戦略企画部広報グループ 横山／大海
 Tel: 03-5978-7503 Fax: 03-5978-7510 E-mail: pr-inq@ipa.go.jp
 JPCERT/CC 経営企画室 広報 江田
 Tel: 03-3518-4600 Fax: 03-3518-4602 E-mail: pr@jpcert.or.jp